

## 熊本市国民保護協議会傍聴規程

制定 平成18年 7月31日総務局長決裁

改正 平成22年10月 1日危機管理防災室長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、協議会開催当日、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
- (2) 協議会の妨害になるような示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第4条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 協議会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 協議会の会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベル等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は協議会の妨害となるような行為をしないこと。

(協議会の非公開)

第6条 会長は、緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とすることができる。

(傍聴人に対する退場措置)

第7条 傍聴人が第5条の規定に違反し、又は協議会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前条の規定により退場を命じられたとき、又は協議会が非公開とされたときは直ちに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。